

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	非課税世帯臨時特別給付金支給対象者名簿	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域福祉課福祉総務係	
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金支給のため	
記録項目	1 宛名番号、2 世帯番号、3 氏名、4 性別、5 生年月日、6 続柄 7 賦課年度、8 住民税非課税区分、9 給付金額、11 住所、12 電話番号、13 行政区、14 振込先口座	
記録範囲	給付金支給対象者	
記録情報の収集方法	本人等届出、住民基本台帳システムとのデータ連携	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 八幡平市長	
	(所在地) 岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	価格高騰緊急支援給付金支給対象者名簿	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域福祉課福祉総務係	
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯に対する価格高騰緊急支援給付金支給のため	
記録項目	1 宛名番号、2 世帯番号、3 氏名、4 性別、5 生年月日、6 続柄 7 賦課年度、8 住民税非課税区分、9 給付金額、11 住所、12 電話番号、13 行政区、14 振込先口座	
記録範囲	給付金支給対象者	
記録情報の収集方法	本人等届出、住民基本台帳システムとのデータ連携	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 八幡平市長	
	(所在地) 岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	価格高騰重点支援給付金支給対象者名簿	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域福祉課福祉総務係	
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金支給のため	
記録項目	1 宛名番号、2 世帯番号、3 氏名、4 性別、5 生年月日、6 続柄 7 賦課年度、8 住民税非課税区分、9 給付金額、11 住所、12 電話番号、13 行政区、14 振込先口座	
記録範囲	給付金支給対象者	
記録情報の収集方法	本人等届出、住民基本台帳システムとのデータ連携	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 八幡平市長	
	(所在地) 岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	物価高騰対応重点支援給付金支給対象者名簿	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域福祉課福祉総務係	
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金支給のため	
記録項目	1 宛名番号、2 世帯番号、3 氏名、4 性別、5 生年月日、6 続柄 7 賦課年度、8 住民税非課税区分、9 給付金額、11 住所、12 電話番号、13 行政区、14 振込先口座	
記録範囲	給付金支給対象者	
記録情報の収集方法	本人等届出、住民基本台帳システムとのデータ連携	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 八幡平市長	
	(所在地) 岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	調整給付金支給対象者名簿	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域福祉課福祉総務係	
個人情報ファイルの利用目的	物価高騰支援として実施する定額減税において、減税しきれないと見込まれる方に、その差額分を調整給付金として支給するため	
記録項目	1 宛名番号、2 世帯番号、3 氏名、4 性別、5 生年月日、6 続柄 7 賦課年度、8 所得税、9 住民税、10 調整給付金額、11 住所、 12 電話番号、13 行政区、14 振込先口座	
記録範囲	給付金支給対象者	
記録情報の収集方法	本人等届出、他部署とのデータ連携	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 八幡平市長	
	(所在地) 岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	住民税非課税世帯支援給付金支給対象者名簿	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域福祉課福祉総務係	
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯に対する給付金支給のため	
記録項目	1 世帯番号、2 宛名番号、3 氏名、4 性別、5 生年月日、6 続柄 7 住民税非課税区分、8 給付金額、9 住所、10 電話番号、11 行政区、12 振込先口座、13 子ども氏名、14 子ども生年月日、15 子ども加算給付金額	
記録範囲	給付金支給対象者	
記録情報の収集方法	本人等届出、住民基本台帳システムとのデータ連携	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 八幡平市長	
	(所在地) 岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	不足額給付金支給対象者名簿	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域福祉課福祉総務係	
個人情報ファイルの利用目的	物価高騰支援として実施した定額減税に伴う調整給付金について、算定額に生じた差額（不足分）を不足額給付金として支給するため	
記録項目	1 宛名番号、2 世帯番号、3 氏名、4 性別、5 生年月日、6 続柄 7 振込先口座、8 不足額給付金額、9 賦課年度、10 所得税、11 住民税、12 調整給付金額、13 世帯主氏名、14 住所、15 電話番号、16 行政区	
記録範囲	給付金支給対象者	
記録情報の収集方法	本人等届出、他部署とのデータ連携	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）八幡平市長	
	（所在地）岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	冬季特別対策助成対象者名簿	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域福祉課福祉総務係	
個人情報ファイルの利用目的	八幡平市冬季特別対策助成事業の実施のため	
記録項目	1 世帯番号、2 宛名番号、3 氏名、4 性別、5 生年月日、6 続柄、7 住所、8 世帯主宛名番号、9 高齢者、10 障がい者、11 特児、12 介護難病、13 ひとり親、14 生活保護、15 振込先、16 住民税額	
記録範囲	助成対象者	
記録情報の収集方法	本人等申請、他部署とのデータ連携	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）八幡平市長	
	（所在地）岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	避難行動要支援者名簿	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域福祉課福祉総務係	
個人情報ファイルの利用目的	避難行動要支援者を把握するため	
記録項目	1 宛名番号、2 世帯番号、3 氏名、4 住所又は居所、5 生年月日、6 性別、7 続柄、8 世帯人数、9 避難支援等を必要とする事由、10 その他避難支援等の実施に関し市長が認める事項	
記録範囲	避難行動要支援対象者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳、介護保険認定等審査結果、障害福祉サービス等の情報、高齢者実態把握調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む（災害時における避難誘導において、介護度、障害区分及び病歴等の把握が必要なため）	
記録情報の経常的提供先	自主防災組織又は自治会・町内会、消防・警察機関、民生委員、八幡平市社会福祉協議会、介護保険制度関係者、避難支援に関わる者で市長が避難支援に関し必要と認める者（情報提供の同意者に限る）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	八幡平市長	
	岩手県八幡平市野駄 21-170	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	地域敬老事業対象者名簿	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域福祉課高齢福祉係	
個人情報ファイルの利用目的	地域団体が地域敬老事業を実施するために作成するもの	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 世帯主氏名	
記録範囲	行政区等を単位とし、八幡平市に住所登録を有する 75 歳以上の高齢者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	地域団体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 八幡平市長	
	(所在地) 岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	新予防給付等対象者データベース	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域福祉課 包括支援センター係	
個人情報ファイルの利用目的	指定介護予防支援事業に係る要支援認定者の認定状況等の管理	
記録項目	1 被保険者番号、2 氏名、3 生年月日、4 年齢、5 性別、6 前回の要介護認定結果、7 認定結果、8 認定期間、9 認定年月日、10 被保険者証交付年月日、11 被保険者証交付方法、12 プラン作成居宅支援事業所、13 担当者、14 居住地区、15 対象者住所、16 対象者電話番号、17 備考	
記録範囲	要支援 1、要支援 2、及び事業対象者と認定された者	
記録情報の収集方法	介護認定審査会での審査結果情報から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	委託先の居宅介護支援事業所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）八幡平市長	
	（所在地）岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	総合相談受付簿	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域福祉課 包括支援センター係	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者に係る相談内容や対応を記録し、今後の支援に活用するため	
記録項目	・ 相談内容 ・ 相談者、対象者及び対象者の親族等関係者の氏名、住所、生年月日、年齢、性別、続柄、電話番号 ・ 対象者に関する ADL・I ADL 状況、要介護認定情報、障害者手帳等所持状況、経済状況・生活保護の有無、支援経過など	
記録範囲	65 歳以上の市民又は市内在住の者のうち、相談のあった個人	
記録情報の収集方法	相談者、対象者、対象者の親族、関係機関等からの聞き取りによる	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	実態把握業務を委託する場合は担当圏域の包括支援センター ブランチ	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 八幡平市長	
	(所在地) 岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	地域包括ケアシステム	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	地域福祉課 包括支援センター係	
個人情報ファイルの利用目的	指定介護予防支援事業所の業務（介護保険法第 115 条の 23）、地域支援事業に係る総合相談支援業務（介護保険法第 115 条の 45）	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 年齢、4 性別、5 住所、6 電話番号、7 個人番号、8 世帯情報、9 介護保険被保険者情報、10 介護予防サービス・支援計画作成に係る情報、11 支援経過情報、12 給付管理情報	
記録範囲	・市内に住所を有する 65 歳以上の者 ・市内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者のうち、介護保険法に規定する要介護要支援認定者	
記録情報の収集方法	・住民基本台帳システムからの情報連携 ・介護保険システムからの情報連携 ・本人、家族、支援関係者からの情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	・委託先の居宅介護支援事業者 ・岩手県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）八幡平市長 （所在地）岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備 考		